

国土建労第 693 号

令和元年 9 月 13 日

(一社) 全国特定法面保護協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」の公布について

令和元年 9 月 13 日、「外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第 541 号）」が公布されましたので、通知いたします。

建設分野においては、復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保を基本としつつ、平成 27 年度より、緊急かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者を受け入れる「外国人建設就労者受入事業」を行っています。

今般、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の改正により、第 2 号技能実習終了後の一時帰国の時期について、従前認められていた第 3 号技能実習の開始前に加えて、第 3 号技能実習の開始後 1 年以内の一時帰国も認められることとなりました。

これに伴い、外国人建設就労者受入事業においても、技能実習終了後引き続き建設特定活動を開始してから 1 年以内の一時帰国することを認めることとする改正を行います。なお、建設特定活動開始から 1 年以内の間に行う一時帰国に係る旅費については、技能実習制度における一時帰国旅費の負担の原則に鑑み、特定監理団体が負担することとします。

各団体におかれては、傘下企業等に対し、本告示の内容について、周知をお願いいたします。

【別紙】

別紙 1 外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第 541 号）

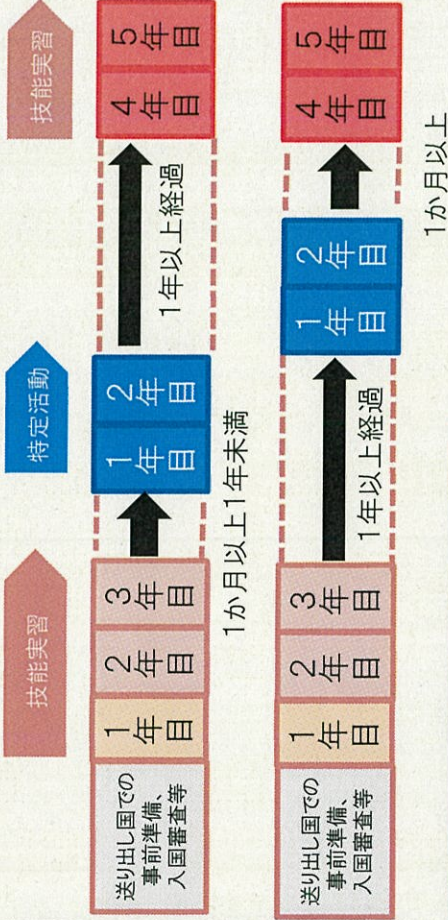
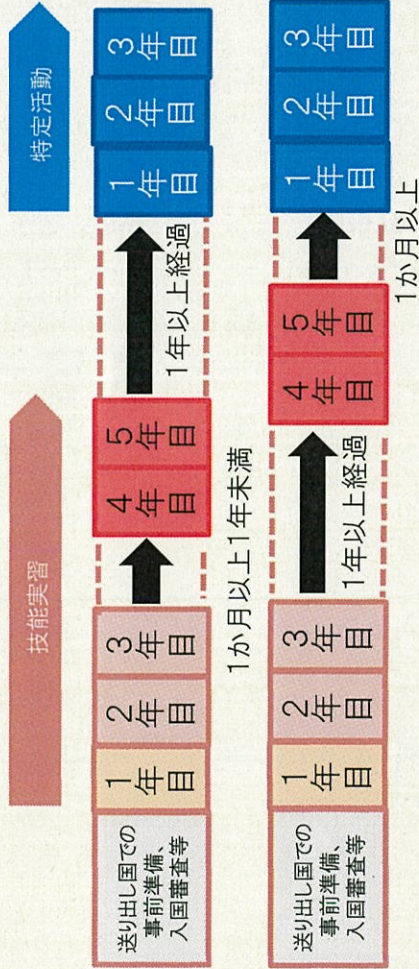
別紙 2 参考資料



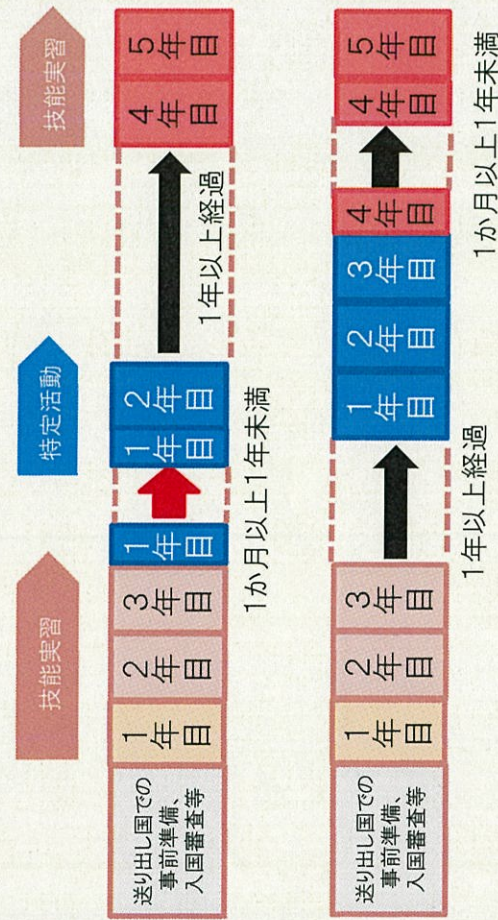
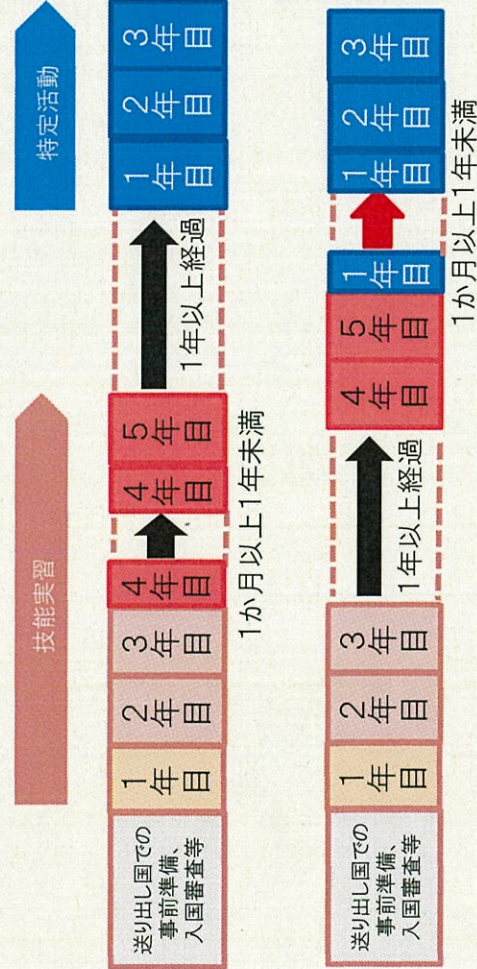
これまでの就労形態

＜第2号技能実習→第3号技能実習→建設特定活動＞

＜第2号技能実習→建設特定活動→第3号技能実習＞



今般の告示改正により認められる就労形態



※建設特定活動開始から1年以内の間に行う一時帰国に係る旅費については、特定監理団体が負担する。